平成２６年（フ）第２２８号
千葉県松戸市千駄堀1493番地の52
破産者　吉田　　透
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２４７号
千葉県松戸市小金きよしケ丘４丁目15番地の３　川島ビル303号
破産者　小山かおる
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３１３号
千葉県我孫子市天王台２丁目20番３号
破産者　佐藤喜久雄
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４３１６号
東京都大田区南雪谷１丁目２－１－604
破産者　生田　澄子
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４６７号
千葉県流山市南流山１丁目３番地の２
破産者　株式会社ＣＰＳ
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７６９号
東京都江戸川区西葛西５丁目４番12号　レジデンスⅢ602
破産者　日裏　陽一
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０号
岐阜県多治見市北丘町８丁目１番地の449
破産者　有限会社天川
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第５１号
岐阜県多治見市北丘町８丁目１番地の449
破産者　今川　輝夫
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１５２号
静岡市清水区春日１丁目７番32号
破産者　杉本電機株式会社
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６２３号
大阪市東成区中本３丁目11番７号、商業登記簿上の本店所在地大阪市東成区中本３丁目17番２号
破産者　奈仁和園株式会社
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０５９号
大阪市中央区久太郎町３丁目２番11号
破産者　株式会社テラ・カーザ
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６７号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目３番15号
破産者　株式会社エブリ・オン
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２７４号
大阪市天王寺区細工谷１－３－25－2101、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区西心斎橋１丁目１番10号
破産者　株式会社京まどか
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７６６号
大阪市北区芝田２丁目８番７号　八木ビル４Ｆ
破産者　アープ有限会社
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７８４号
大阪市中央区安堂寺町１丁目４番10－1303号
破産者　株式会社エスピーアイドマ
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８７４号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目４番16号　コーシャハイツ702
破産者　有限会社キー商会
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６８４号
堺市堺区材木町西２丁１番９号ライム高田303号
破産者　株式会社ティケイプランニング
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
堺市堺区南向陽町１丁３番３号メゾン向陽403号、前住所堺市堺区車之町東３丁１番14号
破産者　川島　　勉
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４１０９号
東京都中央区京橋３丁目９番８号
破産者　平成ジャパン合同会社
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１１０号
東京都中野区中央１丁目35番６号
破産者　Ｙｓエンターテイメント合同会社
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１１２号
東京都目黒区碑文谷５－19－16－203、開始決定時の住所東京都江東区東雲１丁目９－41－2601
破産者　萩原　勝巳
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部